

市有財産（土地）売払いのご案内

※この入札に参加するには、事前に参加申込みが必要です。

入札への参加を希望される方は、この実施要領をよく読み、内容を十分に把握したうえでご参加ください。

○参加申込期間

平成30年11月1日（木）から平成30年11月15日（木）まで
午前9時から午後5時まで

※閉庁日（土・日・祝日）は受付を行いません。

※持参以外の申込みはできません。

鹿島市役所

目 次

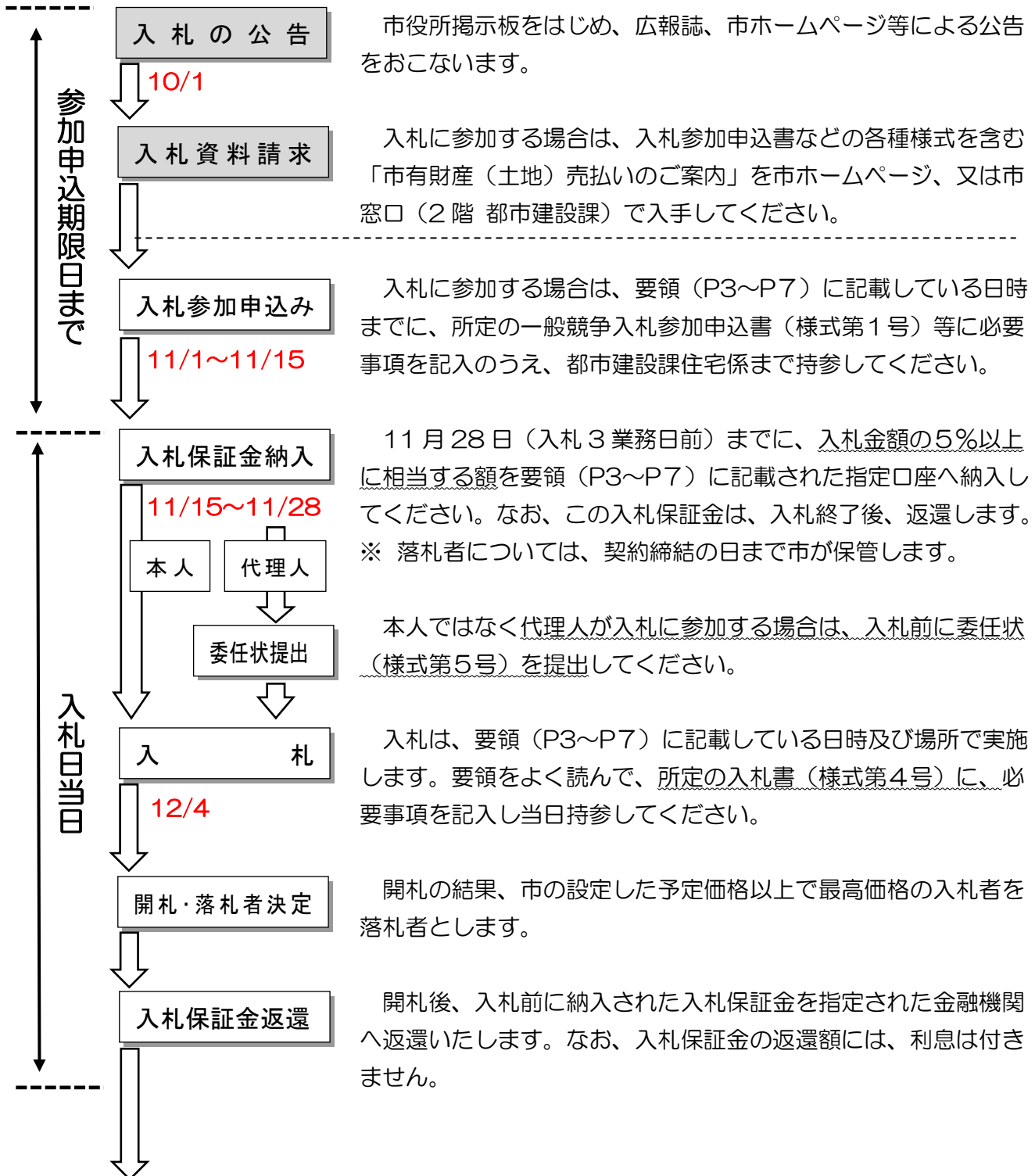
◆ 市有財産(土地)の売払いに係る一般競争入札の手続きの流れ	1
◆ 一般競争入札による市有財産の売払い要領	3
◆ 物件詳細情報(土地)	8
物件番号30-① 鹿島市大字高津原431番14	9
物件番号30-② 鹿島市大字高津原431番15	11
物件番号30-③ 鹿島市大字高津原431番16	13
物件番号30-④ 鹿島市大字高津原431番17	15
物件番号30-⑤ 鹿島市大字高津原431番18	17
物件番号30-⑥ 鹿島市大字高津原431番19	19
物件番号30-⑦ 鹿島市大字高津原431番20	21
◆ 一般競争入札による市有財産の売払い要領(様式・記入例)	別紙

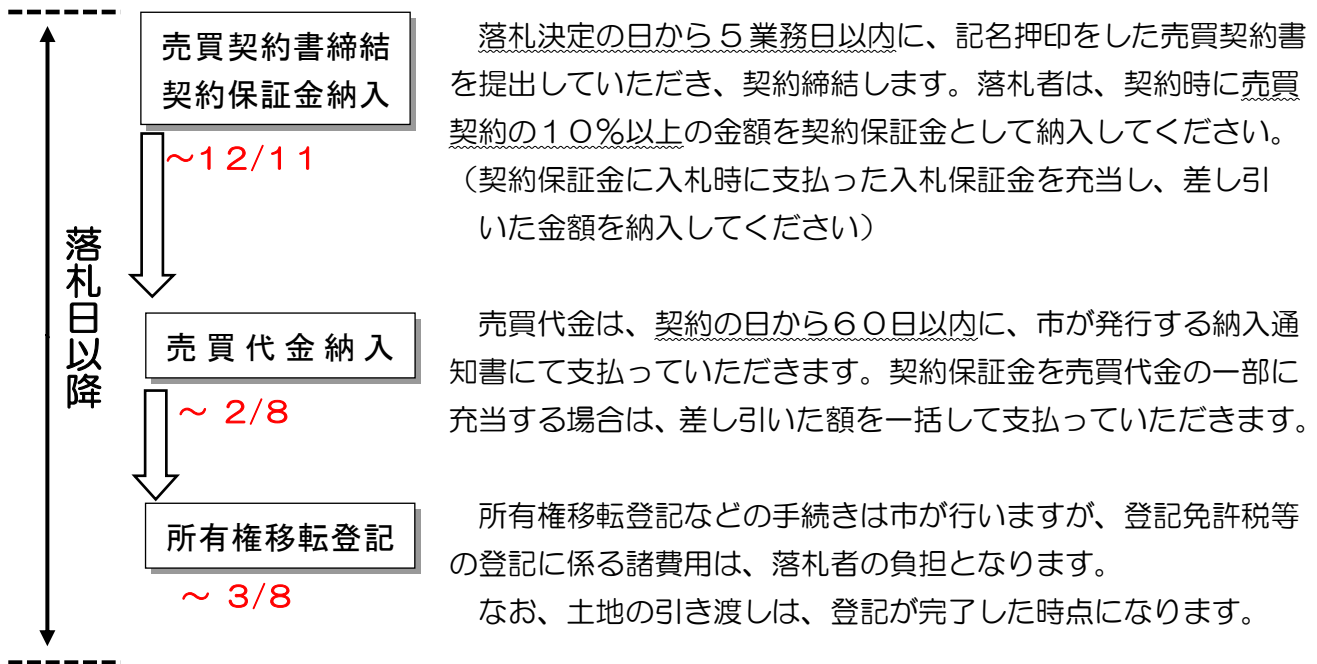
「市有財産(土地)の売払いに係る一般競争入札」とは

鹿島市の行政目的に使用する必要がなくなった土地を一般競争入札により広く一般の方にお売りするものです。

◆ 市有財産（土地）の売払いに係る一般競争入札の手続きの流れ

※手続きの詳細については、次ページ以降の「一般競争入札による市有財産の売払い要領」（以下、「要領」）をご参照ください。





◆一般競争入札による市有財産の売払い要領

1 一般競争入札に付する物件

所在地：鹿島市大字高津原 用途区域：第一種低層住居専用地域

地目：宅地 建ぺい率：50% 容積率：80%

物件番号	所在地	面積	予定価格(最低入札価格)
30-①	431番14	185.16㎡	5,277,060円
30-②	431番15	198.38㎡	5,951,400円
30-③	431番16	185.34㎡	5,448,996円
30-④	431番17	187.20㎡	5,335,200円
30-⑤	431番18	193.55㎡	5,516,175円
30-⑥	431番19	202.46㎡	5,486,666円
30-⑦	431番20	194.10㎡	5,104,830円

2 一般競争入札の参加資格等

(1) 個人又は法人とします。

(2) 次に該当する人は、申込者となることができません。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者などの地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者

イ 鹿島市税の滞納がある者

ウ 鹿島市以外に住所を有する者については、住所地における市町村税の滞納がある者

エ 市長が特に不相当と認める者

3 参加申込みの方法等

(1) 申込みの方法

一般競争入札に参加を希望される方は、次の書類に必要事項を記入のうえ、事前に鹿島市都市建設課住宅係窓口まで持参してください。また、2つ以上の物件の申込みを希望される方は、入札順位の早い物件の一般競争入札参加申込書（様式第1号）に、次のイ～カの原本を添付し、それ以降の申込書には複写を添付しても構いません。

ア 一般競争入札参加申込書（様式第1号）

イ	印鑑登録証明書	1 通
ウ	鹿島市税に滞納がない旨の証明書	1 通
エ	鹿島市以外に住所を有する者については、住所地における市町村税の滞納がない旨の証明書（様式第2号）	1 通
オ	住民票抄本（法人の場合は、商業又は法人の登記事項証明書）	1 通
カ	誓約書（様式第3号）	1 通

(2) 受付期間

平成30年11月1日（木）から平成30年11月15日（木）
（午前9時から午後5時まで。ただし、土・日・祝日を除く）

(3) 受付場所

鹿島市役所 2階 都市建設課 住宅係

4 一般競争入札の場所及び日時

(1) 入札日

平成30年12月4日（火）

(2) 受付時間

13時

(3) 受付場所

鹿島市役所 5階 第7会議室

(4) 入札開始時間及び会場

物件番号	入札開始時間	会 場
30-①	13時30分	鹿島市役所5階 第6会議室
30-②	13時50分	鹿島市役所5階 第6会議室
30-③	14時10分	鹿島市役所5階 第6会議室
30-④	14時30分	鹿島市役所5階 第6会議室
30-⑤	14時50分	鹿島市役所5階 第6会議室
30-⑥	15時10分	鹿島市役所5階 第6会議室
30-⑦	15時30分	鹿島市役所5階 第6会議室

※但し、入札開始時間につきましては変更になる可能性があります。

5 入札保証金

(1) 入札に参加する者は、11月28日（入札3業務日前）までに入札保証金として入札金額の100分の5以上に相当する金額を下記の口座まで納入をしてください。この入札保証金は、入札終了後に指定の口座へ返還します。ただし、落札者については、契約締結時まで市が保管します。

【入札保証金納入口座】

佐賀銀行 鹿島支店 当座 4000689

鹿島市会計管理者 山口 徹也

(2) 入札保証金の鹿島市への帰属

落札者が落札決定の通知を受けた日から5業務日以内に契約の締結をしないときは、その落札を取り消し、入札保証金は市に帰属します。

6 入札の代理

入札者が代理人であるときは、入札前に必ず委任状（様式第5号）を提出してください。

7 入札方法等

(1) 入札書は、所定の様式（様式第4号）により作成し、希望する物件の入札日に、持参してください。

(2) 定められた時刻に遅刻した場合は、入札に参加できません。

(3) 土地の売買には、消費税は課税されません。入札金額は、消費税を含まない金額を記入してください。

(4) 入札書に押印する印鑑は、本人（共有による申込の場合は、参加申込書による代表者）が入札する場合は、入札参加申込時に提出した印鑑登録証明書の印影と同じ印鑑とします。代理人が入札する場合は、委任状に押印した代理人の印影と同じ印鑑とします。なお、それ以外の印鑑の場合、入札書は無効とします。

(5) 提出済みの入札書は、その理由のいかんにかかわらず、書換え、引換え、変更又は取消しをおこなうことはできません。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

(1) 一般競争入札に参加する資格のない者がおこなったもの

(2) 当該競争入札について不正行為（談合を含む）をおこなったもの

(3) 入札書に入札者の記名押印又は署名のないもの

(4) 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱及び判読不可能なもの

(5) 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたもの

(6) 入札書の金額を訂正したもの

(7) 委任状を持参しない代理人が入札したもの

(8) 同一事項について、1人で2以上の入札をしたもの

(9) 代理人でその資格がないもの

(10) 入札保証金の納入がないもの及び入札保証金の額が入札金額の100分の

5に満たないもの

(1 1) 上記に掲げるもののほか一般競争入札の条件に違反したもの

9 落札者の決定

入札を行った者のうち、予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、最高入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

10 入札の延期・中止

次の各号のいずれかに該当する入札は延期又は中止します。なお、この場合における損害は入札者の負担とします。

- (1) 一般競争入札に参加する者又はこれに関係を有する者が共謀結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしていると認めるとき
- (2) 天災、事変その他やむを得ない事情が生じたとき

1 1 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から5業務日以内に売買代金の100分の10以上の金額を市が発行する納入通知書により契約保証金として納入し、売買契約を締結していただきます。ただし、売買契約締結時に売買代金を全額納入する場合は、契約保証金は必要ありません。
- (2) 落札者の入札保証金は、前項の契約保証金の全部又は一部に充当します。
- (3) 契約は所定の契約書を作成し、市、落札者双方が記名押印した時に成立します。
- (4) 売買契約書に貼る収入印紙は、買主の負担となります。
- (5) 売買契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載された名義人以外では行いません。
- (6) 2人以上の連名（共有）による申込みも可能です。この場合は、申込書に共有者全員の氏名を記入してください。なお、決定後の名義人の変更はできません。

1 2 売買代金の支払方法

- (1) 売買代金は、売買契約締結後、市が発行する納入通知書により全額一括して支払っていただきます（契約の日から60日以内）。ただし、契約保証金を売買代金の一部に充当する場合は、差し引いた額を一括して支払っていただきます。
- (2) 契約保証金を充当しない場合は、契約締結後に返還しますが、利息は付しません。
- (3) 売買代金が期限内に支払われない場合は、契約保証金は鹿島市に帰属します。

1 3 所有権の移転等

- (1) 買主は売買代金を納入後、速やかに所有権の移転登記に要する書類を市に提

出し、所有権の移転登記は市が行います。

(2) 所有権の移転登記に要する登録免許税は、買主の負担となります。

(3) 所有権の移転の時期は、登記完了のときとなります。

1 4 その他特記事項

(1) 申込者は、物件詳細情報を参照のうえ必ず現地を確認してください。

(2) 土地は、現状のまま引渡しとなります。

(3) 買主は、土地の取得後、ご自身の住宅用地（宅地分譲等の業者は分譲用地、住宅用地）又は営業用のための用地として利用してください。

(4) 契約締結日から5年間は、売買物件を第三者に譲渡することはできません。ただし、宅地分譲等の業者による当該土地の分譲は、この限りではありません。

(5) 契約締結後、2年を過ぎて売買物件に数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても市に対して異議を申し立て、又は代金の減額、損害賠償の請求若しくは契約の解除をすることはできません。

(6) 契約の締結日から10年間、暴力団や公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所やそれに類する者の目的に使用されることを知っているにも関わらず、所有権を第三者に移転したり、貸したりすることはできません。

(7) 買主は、開発又は建築等を行うに当たっては、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、条例及びその他の関係法令等を遵守しなければいけません。

1 5 現地説明会

(1) 日 時

平成30年10月20日（土） 10時から17時まで

(2) 場 所

佐賀県鹿島市大字高津原431番地内

1 6 問合せ先

佐賀県鹿島市大字納富分2643番地1

鹿島市役所 2階 都市建設課 住宅係

TEL0954-63-3415

◆物件詳細情報（土地）

入札参加希望者は、下記の注意事項に注意していただき、申し込んでください。

○ 物件詳細情報（土地）は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料であり、これに基づいて、入札参加者ご自身において、現地確認や諸規制の状況等の調査をおこなってください。

なお、現物と公示数量が符合しない場合や、隣接地権者とのトラブル等が生じた場合でも、これらを理由として契約の締結を拒み、または契約を解除することはできません。

○ 物件は、現状のままの引渡しとなりますのでご了承ください。

○ 売買物件の隣接土地所有者、地域住民および当該土地利用に関する調査等については、すべて買主の責任においておこなってください。

○ 土壌汚染調査、地盤調査、地下埋設物および越境物などの調査はおこなっておりません。必要な場合は、買主が所有権移転後に、ご自身の費用負担と責任でおこなってください。

● 建物建築にあたっては、建築基準法、市の条例等により規制される場合もありますので、関係機関にご照会ください。

（建物建築についてのお問い合わせ先）

鹿島市役所 都市建設課 TEL：0954-63-3415

（土木工事等に伴う発掘に関する届出について）

鹿島市役所 生涯学習課 TEL：0954-63-2125

（上水道についてのお問い合わせ先）

鹿島新世紀センター 水道課 TEL：0954-62-3718

（生活排水「下水道」・「合併浄化槽」についてのお問い合わせ先）

鹿島新世紀センター 環境下水道課 TEL：0954-63-3416

（建築確認についてのお問い合わせ先）

杵藤土木事務所 建築課 TEL：0954-22-4185

〒843-0023 武雄市武雄町昭和 265

物件詳細情報（土地）

物 件 名	旭ヶ岡分譲地		物件番号	30—①	
所 在 地	鹿島市大字高津原 431 番 14(城内)		予定価格	5,277,060 円	
現 況 地 目 及 び 面 積 等	地 目： 宅地				
	地 積： 185.16 m ²				
	工作物： 無し				
登 記 簿 記 載 事 項	地 目： 宅地				
	地 積： 185.16 m ²				
	その他：				
接 面 道 路 の 状 況 等	・ 東側が現況幅員幅 6 m の位置指定道路（建築基準法第 4 2 条第 1 第 5 号道路） 位置指定番号： 第 杵土 - 道 10 号（平成 30 年 8 月 17 日）				
法令に基 づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域内			
		用 途 地 域	第一種低層住居専用地域		
		地 域、 地 区	指定無し		
		建 ぺ い 率	50%	容 積 率	80%
	その他の制限	第 2 2 条区域			
文 化 財 保 護 法	第 9 3 条第 1 項の規定による届出、または第 9 4 条第 1 項の規定による通知が必要				
私 道 の 負 担 等 に 関 する 事 項	私 道 負 担	無し	負担		
	道 路 後 退	無し	負担		
供 給 処 理 施 設 の 状 況	接面道路配線等の状況		備 考		
	電 気	有	—		
	上 水 道	有	接 続（加入金負担あり）		
	下 水 道	有	接 続		
交 通 機 関	鉄 道	J R 肥前鹿島駅まで約 1.5 k m			
	バ ス	鹿島小学校前バス停（祐徳バス）まで徒歩 4 分			
公 共 ・ 公 益 施 設 等	鹿 島 市 役 所	約 1.2 k m			
	市 立 鹿 島 小 学 校	約 0.3 k m			
	市 立 西 部 中 学 校	約 0.6 k m			
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接面する位置指定道路の維持管理に関する覚書を取り交わすこと ・ 支障電線有（N T T への電柱移設の申請が必要） ・ 遺構検出（着工時、市教委の立会いが必要な場合有り） 				

【物件番号 30-①】

位置図



【物件番号 30-①】

明細図

431-18 193.55 m ² (58.7 坪)	431-17 187.20 m ² (56.8 坪)	431-16 185.34 m ² (56.2 坪)	431-15 198.38 m ² (60.2 坪)	431-14 185.16 m ² (56.2 坪)
431-20 194.10 m ² (58.9 坪)	431-19 202.46 m ² (61.4 坪)			



物件詳細情報（土地）

物 件 名	旭ヶ岡分譲地		物件番号	30—②	
所 在 地	鹿島市大字高津原 431 番 15(城内)		予定価格	5,951,400 円	
現 況 地 目 及 び 面 積 等	地 目： 宅地				
	地 積： 198.38 m ²				
	工作物： 無し				
登 記 簿 記 載 事 項	地 目： 宅地				
	地 積： 198.38 m ²				
	その他：				
接 面 道 路 の 状 況 等	・南東側が現況幅員幅 6 m の位置指定道路（建築基準法第 4 2 条第 1 第 5 号道路）位置指定番号：第 柁 土 - 道 10 号（平成 30 年 8 月 17 日）				
法令に基 づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域内			
		用 途 地 域	第一種低層住居専用地域		
		地 域、地 区	指定無し		
		建 ぺ い 率	50%	容 積 率	80%
		その他の制限	第 2 2 条区域		
	文 化 財 保 護 法	第 9 3 条第 1 項の規定による届出、または第 9 4 条第 1 項の規定による通知が必要			
私道の負担等 に関する事項	私 道 負 担	無し	負		
	道 路 後 退	無し	負		
供 給 処 理 施 設 の 状 況	接面道路配線等の状況		備 考		
	電 気	有	—		
	上 水 道	有	接 続（加入金負担あり）		
	下 水 道	有	接 続		
	ガ ス	—	プロパン		
交 通 機 関	鉄 道	J R 肥前鹿島駅まで約 1.5 k m			
	バ ス	鹿島小学校前バス停（祐徳バス）まで徒歩 4 分			
公 共 ・ 公 益 施 設 等	鹿 島 市 役 所	約 1.2 k m			
	市 立 鹿 島 小 学 校	約 0.3 k m			
	市 立 西 部 中 学 校	約 0.6 k m			
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・接面する位置指定道路の維持管理に関する覚書を取り交わすこと ・遺構検出（着工時、市教委の立会いが必要な場合有り） 				

【物件番号30-②】

位置図



【物件番号30-②】

明細図

431-18 193.55 m ² (58.7 坪)	431-17 187.20 m ² (56.8 坪)	431-16 185.34 m ² (56.2 坪)	431-15 198.38 m ² (60.2 坪)	431-14 185.16 m ² (56.2 坪)
431-20 194.10 m ² (58.9 坪)	431-19 202.46 m ² (61.4 坪)			



物件詳細情報（土地）

物 件 名	旭ヶ岡分譲地		物件番号	30—③	
所 在 地	鹿島市大字高津原 431 番 16(城内)		予定価格	5,448,996 円	
現 況 地 目 及 び 面 積 等	地 目： 宅地				
	地 積： 185.34 m ²				
	工作物： 無し				
登 記 簿 記 載 事 項	地 目： 宅地				
	地 積： 185.34 m ²				
	その他：				
接 面 道 路 の 状 況 等	・北東側が現況幅員幅 6 m の位置指定道路（建築基準法第 4 2 条第 1 第 5 号道路）位置指定番号：第 柁 土 - 道 10 号（平成 30 年 8 月 17 日）				
法 令 に 基 づ く 制 限	都 市 計 画 法 建 築 基 準 法	都市計画区域内			
		用 途 地 域	第一種低層住居専用地域		
		地 域、地 区	指定無し		
		建 ぺ い 率	50%	容 積 率	80%
		その他の制限	第 2 2 条 区 域		
	文 化 財 保 護 法	第 9 3 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 届 出、ま た は 第 9 4 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 通 知 が 必 要			
私 道 の 負 担 等 に 関 す る 事 項	私 道 負 担	無し	負		
	道 路 後 退	無し	負		
供 給 処 理 施 設 の 状 況	接面道路配線等の状況		備 考		
	電 気	有	—		
	上 水 道	有	接 続（加入金負担あり）		
	下 水 道	有	接 続		
	ガ ス	—	プロパン		
交 通 機 関	鉄 道	J R 肥前鹿島駅まで約 1.5 k m			
	バ ス	鹿島小学校前バス停（祐徳バス）まで徒歩 4 分			
公 共・公 益 施 設 等	鹿 島 市 役 所	約 1.2 k m			
	市 立 鹿 島 小 学 校	約 0.3 k m			
	市 立 西 部 中 学 校	約 0.6 k m			
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・接面する位置指定道路の維持管理に関する覚書を取り交わすこと ・敷地内に電柱及び支柱あり ・遺構検出（着工時、市教委の立会いが必要な場合有り） 				

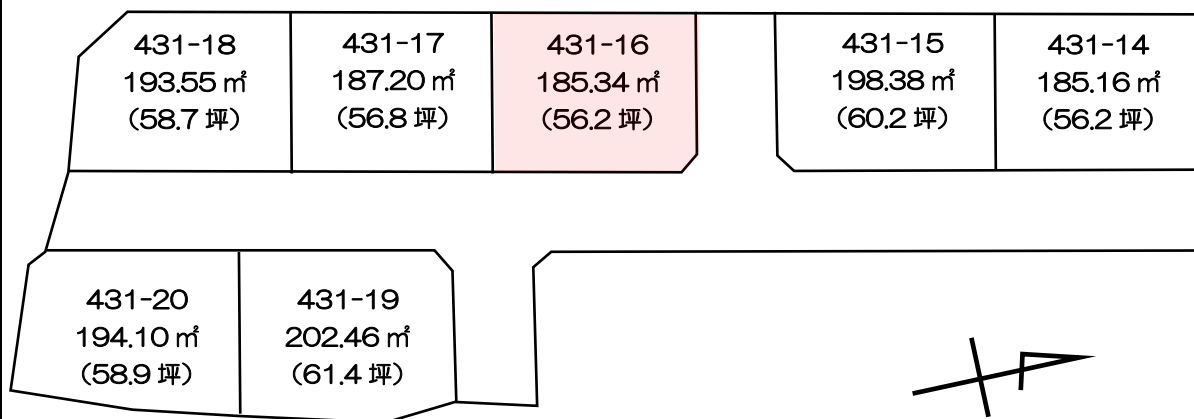
【物件番号 30-③】

位置図



【物件番号 30-③】

明細図



物件詳細情報（土地）

物 件 名	旭ヶ岡分譲地		物件番号	30—④	
所 在 地	鹿島市大字高津原 431 番 17(城内)		予定価格	5,335,200 円	
現 況 地 目 及 び 面 積 等	地 目： 宅地				
	地 積： 187.20 m ²				
	工作物： 無し				
登 記 簿 記 載 事 項	地 目： 宅地				
	地 積： 187.20 m ²				
	その他：				
接 面 道 路 の 状 況 等	・東側が現況幅員幅 6 m の位置指定道路（建築基準法第 4 2 条第 1 項 第 5 号道路）位置指定番号：第 柁 土 - 道 10 号（平成 30 年 8 月 17 日）				
法令に基 づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域内			
		用 途 地 域	第一種低層住居専用地域		
		地 域、地 区	指定無し		
		建 ぺ い 率	50%	容 積 率	80%
		その他の制限	第 2 2 条区域		
	文 化 財 保 護 法	第 9 3 条第 1 項の規定による届出、または第 9 4 条第 1 項の規定に よる通知が必要			
私道の負担等 に関する事項	私 道 負 担	無し	負		
	道 路 後 退	無し	負		
供 給 処 理 施 設 の 状 況	接面道路配線等の状況		備 考		
	電 気	有	-		
	上 水 道	有	接 続（加入金負担あり）		
	下 水 道	有	接 続		
	ガ ス	-	プロパン		
交 通 機 関	鉄 道	J R 肥前鹿島駅まで約 1.5 km			
	バ ス	鹿島小学校前バス停（祐徳バス）まで徒歩 4 分			
公 共・公 益 施 設 等	鹿 島 市 役 所	約 1.2 km			
	市 立 鹿 島 小 学 校	約 0.3 km			
	市 立 西 部 中 学 校	約 0.6 km			
そ の 他	・接面する位置指定道路の維持管理に関する覚書を取り交わすこと				

【物件番号 30-④】

位置図



【物件番号 30-④】

明細図

431-18 193.55㎡ (58.7坪)	431-17 187.20㎡ (56.8坪)	431-16 185.34㎡ (56.2坪)	431-15 198.38㎡ (60.2坪)	431-14 185.16㎡ (56.2坪)
431-20 194.10㎡ (58.9坪)	431-19 202.46㎡ (61.4坪)			

物件詳細情報（土地）

物 件 名	旭ヶ岡分譲地		物件番号	30—⑤	
所 在 地	鹿島市大字高津原 431 番 18(城内)		予定価格	5,516,175 円	
現 況 地 目 及 び 面 積 等	地 目： 宅地				
	地 積： 193.55 m ²				
	工作物： 無し				
登 記 簿 記 載 事 項	地 目： 宅地				
	地 積： 193.55 m ²				
	その他：				
接 面 道 路 の 状 況 等	・東側が現況幅員幅 6 m の位置指定道路（建築基準法第 4 2 条第 1 項 第 5 号道路）位置指定番号：第 柁 土 - 道 10 号（平成 30 年 8 月 17 日）				
法令に基 づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域内			
		用 途 地 域	第一種低層住居専用地域		
		地 域、地 区	指定無し		
		建 ぺ い 率	50%	容 積 率	80%
		その他の制限	第 2 2 条区域		
	文 化 財 保 護 法	第 9 3 条第 1 項の規定による届出、または第 9 4 条第 1 項の規定に よる通知が必要			
私道の負担等 に関する事項	私 道 負 担	無し	負		
	道 路 後 退	無し	負		
供 給 処 理 施 設 の 状 況	接面道路配線等の状況		備 考		
	電 気	有	-		
	上 水 道	有	接 続（加入金負担あり）		
	下 水 道	有	接 続		
交 通 機 関	鉄 道	J R 肥前鹿島駅まで約 1.5 km			
	バ ス	鹿島小学校前バス停（祐徳バス）まで徒歩 4 分			
公 共・公 益 施 設 等	鹿 島 市 役 所	約 1.2 km			
	市 立 鹿 島 小 学 校	約 0.3 km			
	市 立 西 部 中 学 校	約 0.6 km			
そ の 他	・接面する位置指定道路の維持管理に関する覚書を取り交わすこと				

【物件番号 30-⑤】


位置図



【物件番号 30-⑤】

明細図

431-18 193.55 m ² (58.7 坪)	431-17 187.20 m ² (56.8 坪)	431-16 185.34 m ² (56.2 坪)	431-15 198.38 m ² (60.2 坪)	431-14 185.16 m ² (56.2 坪)
431-20 194.10 m ² (58.9 坪)	431-19 202.46 m ² (61.4 坪)			



物件詳細情報（土地）

物 件 名	旭ヶ岡分譲地		物件番号	30—⑥	
所 在 地	鹿島市大字高津原 431 番 19(城内)		予定価格	5,486,666 円	
現 況 地 目 及 び 面 積 等	地 目： 宅地				
	地 積： 202.46 m ²				
	工作物： 無し				
登 記 簿 記 載 事 項	地 目： 宅地				
	地 積： 202.46 m ²				
	その他：				
接 面 道 路 の 状 況 等	・北西側が現況幅員幅 6 m の位置指定道路（建築基準法第 4 2 条第 1 第 5 号道路）位置指定番号：第 柁 土 - 道 10 号（平成 30 年 8 月 17 日）				
法令に基 づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域内			
		用 途 地 域	第一種低層住居専用地域		
		地 域、地 区	指定無し		
		建 ぺ い 率	50%	容 積 率	80%
		その他の制限	第 2 2 条区域		
	文 化 財 保 護 法	第 9 3 条第 1 項の規定による届出、または第 9 4 条第 1 項の規定による通知が必要			
私道の負担等 に関する事項	私 道 負 担	無し	負		
	道 路 後 退	無し	負		
供 給 処 理 施 設 の 状 況	接面道路配線等の状況		備 考		
	電 気	有	—		
	上 水 道	有	接 続（加入金負担あり）		
	下 水 道	有	接 続		
交 通 機 関	鉄 道	J R 肥前鹿島駅まで約 1.5 km			
	バ ス	鹿島小学校前バス停（祐徳バス）まで徒歩 4 分			
公 共・公 益 施 設 等	鹿 島 市 役 所	約 1.2 km			
	市 立 鹿 島 小 学 校	約 0.3 km			
	市 立 西 部 中 学 校	約 0.6 km			
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・接面する位置指定道路の維持管理に関する覚書を取り交わすこと ・東側に未管理の墓地あり ・北側にゴミステーションあり 				

【物件番号30-⑥】

位置図



【物件番号30-⑥】

明細図

431-18 193.55㎡ (58.7坪)	431-17 187.20㎡ (56.8坪)	431-16 185.34㎡ (56.2坪)	431-15 198.38㎡ (60.2坪)	431-14 185.16㎡ (56.2坪)
431-20 194.10㎡ (58.9坪)	431-19 202.46㎡ (61.4坪)			



物件詳細情報（土地）

物 件 名	旭ヶ岡分譲地		物件番号	30—⑦	
所 在 地	鹿島市大字高津原 431 番 20(城内)		予定価格	5,104,830 円	
現 況 地 目 及 び 面 積 等	地 目： 宅地				
	地 積： 194.1 m ²				
	工作物： 無し				
登 記 簿 記 載 事 項	地 目： 宅地				
	地 積： 194.1 m ²				
	その他：				
接 面 道 路 の 状 況 等	・西側が現況幅員幅 6 m の位置指定道路（建築基準法第 4 2 条第 1 項 第 5 号道路）位置指定番号：第 柁 土 - 道 10 号（平成 30 年 8 月 17 日）				
法令に基 づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域内			
		用 途 地 域	第一種低層住居専用地域		
		地 域、地 区	指定無し		
		建 ぺ い 率	50%	容 積 率	80%
		その他の制限	第 2 2 条区域		
	文 化 財 保 護 法	第 9 3 条第 1 項の規定による届出、または第 9 4 条第 1 項の規定に よる通知が必要			
私道の負担等 に関する事項	私 道 負 担	無し	負		
	道 路 後 退	無し	負		
供 給 処 理 施 設 の 状 況	接面道路配線等の状況		備 考		
	電 気	有	—		
	上 水 道	有	接 続（加入金負担あり）		
	下 水 道	有	接 続		
交 通 機 関	鉄 道	J R 肥前鹿島駅まで約 1.5 km			
	バ ス	鹿島小学校前バス停（祐徳バス）まで徒歩 4 分			
公 共・公 益 施 設 等	鹿 島 市 役 所	約 1.2 km			
	市 立 鹿 島 小 学 校	約 0.3 km			
	市 立 西 部 中 学 校	約 0.6 km			
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・接面する位置指定道路の維持管理に関する覚書を取り交わすこと ・敷地内に電柱及び支線あり ・東側に未管理の墓地あり 				

【物件番号 30-⑦】

位置図



【物件番号 30-⑦】

明細図

431-18 193.55 m ² (58.7 坪)	431-17 187.20 m ² (56.8 坪)	431-16 185.34 m ² (56.2 坪)	431-15 198.38 m ² (60.2 坪)	431-14 185.16 m ² (56.2 坪)
431-20 194.10 m ² (58.9 坪)	431-19 202.46 m ² (61.4 坪)			



